尾張旭市福祉有償運送運営会議　議事録

1　開催日時

令和８年８月２１日（金）

開会　午前１０時００分

閉会　午前１１時３０分

2　開催場所

尾張旭市役所　３階　講堂２

3　出席者

会　長	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授	松本　幸正
職務代理者	尾張旭市社会福祉協議会	星原　淳一
構成員	中部運輸局愛知運輸支局	山田　慎児
		（代理:黒田　博昭）
構成員	尾張旭市民生委員児童委員協議会	高井　良二
構成員	尾張旭市地域精神障がい者家族会こころねっと	壁谷　桂子
構成員	名古屋タクシー協会	石川　優
		（代理:田中　英雄）
構成員	名古屋タクシー協会	横山　貴幸
構成員	全自交愛知地方連合会	鈴木　昌吾
構成員	尾張旭市健康福祉部長	臼井　武男

4　欠席者

構成員	社会福祉法人　麦	渡邊　覚

5　出席した事業者

更新登録申請団体	社会福祉法人　麦	稲垣　聡
非更新登録申請団体	特定非営利活動法人　えとせとら	川地　正男

6　傍聴者数

０名

7　出席した事務局職員

地域福祉課長	森下　克俊
地域福祉課長補佐兼障がい福祉係長	森下　亜希子
地域福祉課障がい福祉係主査	末武　明日香

８　議題等

⑴　福祉有償運送の概要と尾張旭市における必要性について

⑵　登録更新申請の協議について

⑶　尾張旭市福祉有償運送運営指針の見直しについて

⑷　その他

９　会議の要旨

事務局 （地域福祉課長）	定刻となりましたので、ただ今から尾張旭市福祉有償運送運営会議を開催させていただきます。 本会議の会長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただきます。 まず初めに、本日の構成員の方の出席状況についてご報告させていただきます。本日は、中部運輸局　愛知運輸支局　山田　慎児様に代わり、黒田　博昭様にご出席をいただいております。また、名古屋タクシー協会　石川　優様に代わり、田中　英雄様にご出席いただいております。社会福祉法人麦　渡邊　覚様は、ご都合によりご欠席の連絡をいただいております。 本日は、構成員の方９名にご出席いただいており、過半数以上の方にご出席いただいていることから、尾張旭市福祉有償運送運営会議開催要綱の規定により、本会議は有効に成立しております。 また、本日は、構成員のかたのほかに、福祉有償運送の事業者として、社会福祉法人　麦　稲垣様及び特定非営利活動法人　えとせとら　川地様にご出席いただいております。 次に、本会議は「附属機関等の基本的な取扱いに関する要綱」に基づき、個人のプライバシー等にかかる部分を除き、会議は原則公開としております。会議開催につき事前にホームページでお知らせをしており、傍聴も５名まで可能としておりますが、本日、傍聴者はいらっしゃいません。 また、本会議の議事録につきましても、後日、市ホームページにて公開する予定ですので、よろしくお願いします。 次に、本日の会議資料を確認させていただきます
	【会議資料の確認】
事務局 （地域福祉課長）	それでは、次第の２、構成員の紹介に入ります。 本日は、構成員の改選後、はじめての会議となりますので、皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。資料１の構成員名簿の上から順に、お名前と所属団体のみで構いませんの

	で、ご起立の上お願いします。 　それでは、松本　幸正様からお願いいたします。
	【構成員の自己紹介】
事務局 （地域福祉課長）	ありがとうございました。それでは次に、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきます。
	【事務局職員の自己紹介】
事務局 （地域福祉課長）	それでは、次第の３、会長の選任に入ります。 　本会議の開催要綱をご覧ください。第４条には、「運営会議に会長を置き、構成員の互選により選出する」こととなっています。この規定に基づき、会長を選任させていただくものでございます。 　どなたか、立候補または推薦のご指名があれば受け賜わりたいと思いますが、いかがでしょうか。
高井構成員	推薦ですが、学識経験者である松本先生が会長に適任だと思います。
事務局 （地域福祉課長）	ありがとうございます。松本先生に会長をお願いしたいということでございますが、皆様、ご賛同いただけますでしょうか。ご賛同いただけます方は、挙手をもってお願いします。
	【挙手全員】
事務局 （地域福祉課長）	ありがとうございます。それでは、会長を松本先生にお願いしたいと思います。松本先生、恐れ入りますが、会長席に移動をお願いします。
	【会長席へ移動】
事務局 （地域福祉課長）	ありがとうございます。開催要綱第４条第２項の規定では、会長が会務を総理することとしております。以降の進行につきましては、松本先生にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
松本会長	会長にご指名いただきました、名城大学の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 　私の専門は公共交通でございまして、福祉部門を必ずしも専門としているわけではありませんが、福祉有償運送ということで、運送を中心に考えるということでございますので、公共交通と福祉有償運送は、かなり色合いが違うなと思いますが、皆様から意見をいただきながら、尾張旭市に必要な福祉有償運送を考えていきたいと思います。どうぞご協力よろしくお願いいたします。

	それでは始めていきたいと思いますが、開催要項第４条第２号の規定では、会長は会を総理するとしておりますので、私が進行を務めさせていただきます。同じく、開催要綱第４条第３項の規定では、会長不在の場合、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理することとなっておりますので、私から職務代理者を指名させていただきます。 職務代理者として、尾張旭市社会福祉協議会の星原さんを指名させていただきますのでよろしくお願いします。
星原構成員	ご指名いただきました星原でございます。よろしくお願いします。
松本会長	それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。本日は、議題が２つございます。 まずは、議題１、福祉有償運送の概要と尾張旭市における必要性について、事務局から説明をお願いします。
事務局 （主査）	【事務局説明】
松本会長	ありがとうございます。ただ今、福祉有償運送の概要と尾張旭市における必要性について事務局よりご説明いただきました。ご質問等ある方はいらっしゃいますか。
石川構成員 （代理：田中）	まず、登録に必要な要件として、福祉有償運送の対価は、資料では当該地域におけるタクシーの上限運賃の「概ね２分の１」になっていますが、今は「８割」です。そこを訂正していただきたいです。 もう一つ、特定非営利活動法人えとせとらさん、更新を希望しないということですが、どういった理由がありますか。
事業者 （えとせとら　川地）	福祉有償運送を単独でやっていたわけではなく、他の事業とのオプション的な形でやっていましたが、そちらの事業はだいぶ縮小している関係で、福祉有償運送の実績自体も少なくなってしまっているということです。結局、人手不足の影響もあって、事業を続けることが難しくなってきている状況で、今回更新しないという判断をしました。
松本会長	運送の対価ですが、登録に必要な要件というのは、どういったもので規定されていて、８割まで認められるという緩和は、どういう形で認められることになったんですか。
山田構成員 （代理：黒田）	今まで概ね２分の１以内を営利を目的としないとされていましたが、単純に２分の１が引き上がって８割になった形です。８割までであれば、営利を目的としない範囲内と認め

	ましょう、ということです。８割を超えるのが認められていないのかというと、そうではなくて、８割を超えていても、それが営利の範囲外であって、運営協議会で合意がされるのであれば問題ない。ただ単純にボーダーラインが２分の１から８割に上がったものということでお考えいただけたらと思います。
松本会長	それは規定か何かが変わったということでしょうか。
山田構成員 （代理：黒田）	その通りです。大元の方針というか、通達だったと思います。自治体にはお送りさせていただいていると思うので、もしよろしければ、その部分を後日、お送りさせていただければと思います。
松本会長	いずれにしても８割まで認められているということは、ご認識いただければと思います。それから、えとせとらさんは、人手不足等もあって、その関係から今回更新はしないということですが、今まで利用されていた方々はどうなるんでしょうか。
事業者 （えとせとら　川地）	今まで利用していた人は、外出支援で利用していただいていた人ですが、外出支援自体が、我々の方でやれなくなってきているということです。
松本会長	えとせとらさんでは、やれないんですね。 それは分かりましたが、今までご利用されていた方々は、これからどうやって、外出するんですか。
事業者 （えとせとら　川地）	外出の手段としては、減るのではないかなとは思うんですけども、現在は、外出を控えていただいているような状況ではあります。
松本会長	今の文脈から言うと、尾張旭市では外出支援というか、福祉有償運送が必要な方々がこれからも増えるでしょう、必要です、ということを皆さんにご協議いただくんですね。その上で特別にこの白ナンバーでの輸送を認めましょう、ですから、ぜひ皆さん、そういう輸送手段の提供をお願いします、という文脈なんですが、その中でえとせとらさんは、もうできないんだということになりますよね。 事業者さんは事業が成立しないといけないので、それは当然、事業的な判断によって、無理だということもあり得ると思いますし、それは理解できます。 一方で、市として、その辺の対応というのが求められてくるのだろうという気はいたしますが、その辺はいかがでしょ

	うか。
事務局 （地域福祉課長補佐）	地域活動支援事業として、移動支援があると思いますが、そちらをご利用いただくことは難しいかたなのでしょうか。
事業者 （えとせとら　川地）	移動支援をもともと利用していて、その移動支援プラスのところで有償運送をやっていた感じですね。駅まで近いかたではないので、有償運送を使って駅まで移動して、そこから外出支援ということになりますけれど、その外出支援がそもそも僕たちには難しくなってきたということです。
事務局 （地域福祉課長補佐）	駅まではタクシーをご利用いただくことも難しいということでしょうか。
事業者 （えとせとら　川地）	外出支援のヘルパー自体の確保が難しいということです。
事務局 （地域福祉課長補佐）	他の事業所さんに移られることはありますか。
事業者 （えとせとら　川地）	移ることができれば、また外出支援を利用できるとは思います。
事務局 （地域福祉課長補佐）	障害福祉サービスの中で調整ができればと思っておりますので、ご相談いただければと思います。
松本会長	必要性がある中でサービスが提供されないとすれば、行政として何かやるべきことがあるのであれば、検討いただきたいということかと思います。 その他いかがでしょうか。
山田構成員 （代理：黒田）	一方で、継続される社会福祉法人　麦さんについて、令和７年度に輸送実績はゼロでしたが、令和８年度に入ってからはいかがですか。
事業者 （麦　稲垣）	福祉有償運送の実績としてはゼロですが、私どもは昼間の障害者の施設を運営しており、毎朝毎晩、尾張旭市内の利用者の送迎をやっております。 福祉有償運送の制度が始まった当初は、毎朝毎晩の送迎をこれで賄えるかと考えて、申請をしておりました。しかし、複数の障害者に乗ってもらわないといけないので、福祉有償運送の実績としてはもう諦めているんです。 近年増加している例として、去年、尾張旭市で障害者本人が圧迫骨折して、自宅から一歩も出られなくなった方がいました。その方を病院に運ぼうとしても、圧迫骨折で、高齢のお母さん、お父さんではどうしようもない。お母さんが救急

	車しかないか、と言っているのを、僕らが車で行って、とにかく一生懸命乗せて春日井のコロニーの病院まで運んで、また自宅に送り届けた例がありました。本人はその日は施設を欠席していますから、どこからもお金が出ないわけで、それでも、この人を運ぶにはもう僕らがやるしかないということになってしまいます。 　要するに、最近はタクシーがすごく親切に乗せてくださってるのは存じ上げていますが、一歩も動けなくて抱えるしかない状態なので、僕らが家の中に入って連れて行くというような事例が増えております。 　他の尾張旭市の方でも、お母さん、お父さんが送迎していたが、高齢になって運転が難しくなり、この方たちの通院も全て僕らが担っているような状態です。 　このため、これからお金をいただきますということだと、保護者の方と話し合いになりますが、実際には、まったなしの送迎をやらざるを得ない状況ですから、この福祉有償運送を申請して賄えるお金については、お母さんたちから対価をいただくことが、これから必要になってくるだろうという見込みのもとで申請させていただいております。 　ですから、お金を取った実績としては、ゼロだという風に自分たちでは解釈しています。お金が必要ないというわけではないとご理解いただけたらと思います。
松本会長	わかりました。ここの数字に上がってない輸送というのが、実際には発生している。さらに今後そういったものが発生してくるだろうということで、今後の更新を考えているということですね。 　その他いかがでしょうか。
横山構成員	社会福祉法人　麦さんは瀬戸市の品野のほうですね。社会福祉法人　くわの実福祉会さん等、瀬戸市の北部はなかなかタクシーを手配するのが難しい場所です。他の施設のかたも様々な移動手段が必要で、利用者さんだけでなく、ご家族の方も必要とされています。 　我々もご家族の方が高齢になり、施設のほうに行きたくても、行きづらいといった相談を受けており、皆さんご苦労されていることは十分承知しております。 　この辺りのタクシーが多くない土地柄において、社会福祉法人　麦さんが福祉有償運送を維持しておられるという状

	況を知っていただけたらと思います。
松本会長	なるほど。とはいえ、それだけ大変苦労されながら、対価がゼロというのでは、多分持続可能ではないですよね。そういう意味では、やっぱり事業を続けていただく必要があると思いますので、８割までは対価を取れるということですから、サービスに対する対価をいただきながら、事業を続けていくためにという視点を持ってもらうといいかなという気がいたします。 その他、皆さん、いかがでしょうか。
	【他に意見なし】
松本会長	それでは、対価に関し、８割まで認められるということで修正いただきたいと思います。 議題１は、尾張旭市における福祉有償運送の必要性があるということで、ご承認いただいてよろしいでしょうか。
	【挙手全員】
松本会長	はい、ありがとうございました。尾張旭市におきましては、引き続き福祉有償運送は必要であると認めます。その上で、議題２　登録更新申請の協議について、ご説明をお願いします。
事務局 （主査）	【事務局説明】
松本会長	ありがとうございます。ただいま、更新登録申請を行う団体の概要について事務局よりご説明いただきました。 ただいまの件に関しまして、ご質問等のある方はいらっしゃいますか。
石川構成員 （代理：田中）	先程、今は対価を取っていないけれど、何人か病院に連れて行っていて、大半の方が骨折等で動けない方というお話でしたが、対価のところで「対価以外の対価」として、介助料や、例えばストレッチャーの使用料金といったものが載せられるので、計上されたらと思います。 介助料やストレッチャー、骨折等でスクープストレッチャーを使ってるのか分かりませんけど、特殊なものを使っている場合は、その利用料等も「対価以外の対価」として設定ができますよ。 そして、特に介助料の設定をしている事業者は非常に多いんです。先ほど会長からもありましたけど、持続可能な事業とするためにですね。

	そういうものの対価の設定をして、少しでも持続可能になるのなら、ただ、どこの事業者さんも利用者さんにあまり負担はさせたくないというのがモットーでしょうから、そこが一番難しいところだと思いますが、その辺りも検討されればいいのではないでしょうか。 利用者さんの顔を見てると、これ以上取れないというのは確かにあると思いますけれど。
松本会長	そうですね。私も他の自治体をお手伝いさせてもらっているんですが、そこには介助料、乗降介助料といったものもありますので、事業の持続性を考えて、対価として取っていただければいいのではないかと思います。 一方で、利用される方の負担になりますから、その辺の兼ね合いですよね。高額にすると外出を控えてしまうことにもなりますし、使ってもらえないこともありますし、ちょうどいい仕組みがあればという気がいたします。 持続可能でありながら、利用者の方々は気軽に使えるような、そんな仕組みというのができればいいのですが、なかなか妙案はありませんが、いろいろ考えていただく必要があるかと思います。 更新後に、途中で「対価以外の対価」を加えたりすることは可能ですか。 中部運輸局愛知運輸支局の黒田さん、いかがでしょうか。
山田構成員 （代理：黒田）	はい。あくまで対価の合意は、運営協議会で合意をしていただく必要があるかと思います。ただ、全てが更新のタイミングではなくて、途中でも合意を図ることができれば、問題はないと思います。
松本会長	「対価以外の対価」、すなわち輸送以外の対価を他に取りたい場合は運営協議会を開いていただいて、ここで皆さんで審議いただき、合意が得られれば可能になるということですので、もしご意向があれば、事務局にお伝えください。
事業者 （麦　稲垣）	はい。ありがとうございました。
松本会長	その他いかがでしょうか。
山田構成員 （代理：黒田）	麦さんは、今４つの市町村を区域として設定されていますが、瀬戸市での協議はもう終わりましたか。
事業者 （麦　稲垣）	瀬戸市は９月の上旬に行います。

松本会長	そうですか。春日井市と名古屋市での協議は終わったそうですが、依頼があった時、車両としては４台すべてが瀬戸市から尾張旭市、春日井市、名古屋市に行くという形になるのでしょうか。
事業者 （麦　稲垣）	はい。
山田構成員 （代理：黒田）	なるほど。ちなみに瀬戸市内の実績はいかがでしょうか。
事業者 （麦　稲垣）	瀬戸市は令和７年度は実績としてはゼロでしたが、令和６年度は実績がございました。うちの施設の近所の老人の方が、急に寝たきりになられたということで、依頼がありました。急遽瀬戸市にて要介護認定を受け、慌てて会員登録をして、その方の病院通院を４～６回やったという実績があります。 老人の方が２人、コロニーに行く障がい者のかたが１人、合計３人で１０回近く運送し、お金をいただいたというものです。この他、お金なしで運んでいる例はいくらでもございます。
山田構成員 （代理：黒田）	ありがとうございます。春日井市と名古屋市の方は確か実績がなかったと記憶しておりますけども、今後対価をいただくのであれば、先ほどからの持続可能な事業に、という話はその通りだと思います。 また、現在のところ、尾張旭市のかたで希望される場合は対応できるのでしょうか。
事業者 （麦　稲垣）	はい、年に何回かお電話いただいて相談があり、あくまで施設の送迎車ですから、施設の送迎の空いている時間であればと答えております。尾張旭市、春日井の方からも去年は２件ぐらいずつ相談があり、近くのご老人等、無理のない範囲内や料金をお伝えしました。 そのうえで、条件が合えば、やらせていただくつもりでおります。
山田構成員 （代理：黒田）	わかりました。そういった意味では、先ほど言われた条件が合って、相手の方の依頼があれば、運べるという余地があるということですね。
松本会長	よくわからないのですが、条件が合えば福祉有償運送として運んで、条件が合わない場合には無料で運んでいるのですか。

事業者 （麦　稲垣）	はい、前もって保護者のかたに、今日は対価をいただいてもよいか、相談にのれる方であれば、対価を頂いております。 一方、去年の尾張旭市の方のように、ホームで発熱して緊急で病院へ連れて行き、コロナかどうか検査して、そのまま自宅へ送って行ったという場合は、ホームからの送迎費も結局諦めました。緊急で困ってみえる時にはお金の話が言いづらく、福祉有償運送として対価をいただくのは諦めたという事例があります。
山田構成員 （代理：黒田）	断っているわけではなくて、無償の運送にシフトをしているという形になるんですかね。
事業者 （麦　稲垣）	はい、その場合はそうなると思います。 対価について、利用者側と話し合いをすればよいというお話ですが、うちは保護者の意見がとても通りやすい施設でして、料金も大変安い値段です。それが全て、麦の会という保護者の会との話し合いで決まっていくものですから、お母さんたちはタダで運んでもらって当たり前だと思っている節がちょっとありますので、緊急で病院へとか、もう運ばなきゃしょうがないっていう時には、お金の話は抜きでやっていくということになります。
石川構成員 （代理：田中）	一ついいですか。先ほど問い合わせがあったとのことですが、それは麦の会の中からですか。それとも全く関係ない一般の方からのお問い合わせですか。
事業者 （麦　稲垣）	はい、もうほとんど、えとせとらさんと同じパターンで、（一般の方で、）小学校から児童デイサービスまで運んでくれないかとか、朝、家から連れ出して、送迎バスの集合場所のところまで連れてってくれないかというような問い合わせが多いですね。だからその場合には、送迎車が一番動いている時間なものですから、ごめんなさい、ちょっとその時間にはうちの車は空いていませんという話になることが多いです。
石川構成員 （代理：田中）	例えばそれを受けたら、移動支援って取れるんですか。
事業者 （麦　稲垣）	うちの施設の認可の体制としては、あくまで昼間の施設とグループホームとなりますので、移動支援はとれないと思います。
石川構成員 （代理：田中）	訪問系（サービス）は持ってないということですね。

松本会長	今の体制で持続可能なのでしょうか。
事業者 （麦　稲垣）	はい。施設自体はありがたいことに法人全体では黒字ですので、この福祉有償運送自体では、全然回収できませんが、一応法人全体で回しながらやっています。 正直なところ、グループホームも赤字続きで、重度の方のグループホームをやると赤字になってしまうのですが、それでも、法人全体としてはやらなきゃしょうがないねと言ってやっています。 そういうバランスの中で、やらざるを得なくて運んでいく、やらざるを得なくてグループホームをやっているということになります。 ですから、本当に持続可能かいうと、確かにかなり苦しいことになってはいるんですが、うちとしては、もう続けざるを得ないし、続けていこうという意気ではおります。
壁谷構成員	今、麦さんのお話を伺って、精神障がい者の家族会としては、市役所や社協さんとか、福祉関係のかたに、いつもお世話になっていてありがたく思っています。 精神障害者が増えているという報告がありましたが、私どもの家族会のメンバーは減っています。親が高齢になって、亡くなったり、車で定例会に出かけることできなくなって、退会するということが結構あります。 親も当事者も高齢になって８０５０問題にあたる世代では、今は親が送り迎えしていけるけれども、この先どうしようかといつも気がかりです。精神障害だと、十人十色いろいろな症状の方がいますが、電車や不特定多数の方が乗るところに、大勢で一緒に乗るのは苦手という方もいらっしゃるんですね。 そうすると親が送り迎えをすることが現状多いかと思いますが、その親もいつまでも運転に不安がないわけではないと思います。なので、今、麦さんの話を伺って、優しい心でフォローしていただいているのは本当にありがたいですし、作業所等でもそうなので、非常にありがたいと思っています。 一方で、持続可能かという点を考えますと、利用する可能性のある当事者、当事者家族としての不安は、今のお話を伺って大きくなりました。 何か本当に事業者さんにきっちりと、それなりの収益が上

	がって、働いている方たちにもしっかりと、お給料を出していただけて、かつ、困っている当事者や家族を手伝っていただけるようにしていただけるといいなと思っております。 　これから先、私たちもどんどん年をとるばっかりなので、定例会でも、この先にどうなるんだろうというのはいつも課題になりますが、何とかいいシステムがあるといいなと思います。
松本会長	おっしゃられる通りですよね。本当にそうだと思いますので、今はなんとか完全なボランティアでも何とかやっていけているという状況ですが、将来的なことを考えた場合には、多分どこかで限界が来るかと思います。そうならないためにも、ぜひ必要な対価というのは取っていただくような、何かそんな方策を考えてもらってもいいのではないかという気がいたします。 　逆に、行政にやってほしいことはありませんか。
事業所 （麦　稲垣）	すみません、その発想はありませんでした。
松本会長	なるほど。本当に利用者のことだけを考えて、ボランティアでやっていくというのは、いずれ限界が来ると思うので、そこは行政に頼るべきことがあれば、頼るようなとことがあってもいいのではないかと思います。それが可能かどうか別として。 　そういう意味で、今日はすごくいい場ですので、急な話で難しいかもしれませんが、もう少し意見交換をしていただくといいんじゃないでしょうか。もし行政にお願いしたいことがあれば、お話しいただけるといいんですが。
事業者 （麦　稲垣）	はい、ありがとうございます。
松本会長	本当はそういう意味で、えとせとらさんも、もう継続されないとのことですが、実は行政にこういうことをしていただけるなら続けられそうだということがあれば、本当はそういうことを意見交換しながら続けていただけた方が、きっと尾張旭市の障害をお持ちの方にとってはいい方向だったんだろうなと思いますね。 　ちなみに麦さんはドライバーさんは専属なんですか。
事業者 （麦　稲垣）	運転手で４人登録しましたが、うち１人が毎朝の送迎をやっている運転手専属で、あとの３人は障害者のことをよくわ

	かっている昼間の職員で、兼務として登録しています。
松本会長	介護職員ということですね。でも、専属でお一人いるというのはすごいですね。
事業者 （麦　稲垣）	ありがとうございます。
松本会長	なるほど。その他、皆様方いかがでしょうか。
高井構成員	今の話をふまえますと、ポイントは、身体介護が発生する事例において、利用者の特性を常に把握している方が運送することがベストと考えられます。 そういった中で、この有償運送にかかるシステム自体は、利用者の方にも理解していただく必要があると感じております。正直に申し上げますと、この場に来て資料を拝見するまで、私自身もほとんど知識として皆無の状況でした。 このシステム自体を、持続可能かつ合理的に活用していくためには、行政によるより多くの周知が必要だと思います。 また、通常の介護タクシーと違うのは、利用者の特性を理解した上で、運転手と介護職員の２人で、ベッドからストレッチャー、ベッドから車椅子への移乗など、家の中で動けるかどうかもわからない状況の中で、車までの搬入を考えると、常に利用者の状況を把握している施設での対応がベストだと思います。 もっとこのシステムを周知・活用できるような環境づくりを進めていく必要があるのかなと思っております。
松本会長	そうですね。ただ、現実問題は、利用者が増えるとドライバーや車両が不足し、多分対応できないんですよ。たぶんそこに関しては、何らかの公的支援が望まれるところだなと思うんですね。ドライバーの獲得は、困られてますか。
事業者 （麦　稲垣）	はい。
松本会長	おそらくそこに関しては、行政はいろんなことがやれると思うんですね。 私、長久手市をお手伝いしていたんですが、ドライバー養成を市でやっていて、結構高いお金がかかりますが、それを市がかなり補助をして、安い講習代でドライバーの免許が取得できるというものがありました。長久手市単独だと大変なので、日進市と合同でやっていました。周辺の自治体と一緒にやって、各自治体の負担を減らす、というやり方もありま

	すので、そういった支援の仕方もあるかという気がします。あるいは車両を貸与する、といった方法もあるかと思います。 　その中でたくさん利用を周知して利用者が増えれば、経済的なメリットも出てくるという可能性もあるかと思います。 　一方で、やりすぎると介護タクシーへの影響もありますので、そこは介護タクシーとの役割分担を明確にしながらやっていく必要があるという気はします。 　いろいろ考えないといけないことがあると思いますが、今日この場はそういう意見交換をする場だと思っておりますので、今後は、麦さんのいろんなご要望等々ありましたら、ぜひ準備いただいて、この場でお話しいただければと思っております。
事業者 （麦　稲垣）	ありがとうございます。
松本会長	ちなみに、周知について、もっともっと増えると困ってしまいますよね。
事業者 （麦　稲垣）	そうですね。今、うちの施設に通っている子だから、僕らも保護者のかたも分かっていて、家の中まで入って行って運送をやりますけども、そういうレベルの対応は、初対面の方には無理と思っております。
松本会長	また今後の課題ですね。
事業者 （麦　稲垣）	はい。
松本会長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。 　では、皆さま方にお諮りしたいと思いますが、今回社会福祉法人　麦さんの方から更新の登録の申請が出てきておりますが、特にご異論なかったと思いますので、運送の対価は資料のとおり、対価以外の対価はなし、という形で、今回は更新ということでよろしかったですね。 　ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。
	【挙手全員】
松本会長	ご承認いただきましたので、登録更新を承認させていただきます。ありがとうございました。 　それでは 議題３　尾張旭市福祉有償運送運営指針の見直しについて、説明をお願いします。
事務局	【事務局説明】

（主査）	
事務局 （地域福祉課長補佐）	先ほどご指摘のありました対価の部分ですが、資料４の５ページの１０　運送の対価が「２分の１以下」のままとなっていましたので、これも合わせて「８割以下」と修正いただきたいと考えております。申し訳ありません。
松本会長	ただいまの件に関しまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
松本会長	「対価以外の対価」については書かれておりませんが、それは書いいてないから自由に設定できるということですか。
事務局 （地域福祉課長補佐）	合わせて確認します。申し訳ありません。
松本会長	その辺の書き方について、中部運輸局愛知運輸支局　黒田さんいかがですか。運送の対価が概ね８割以下でいいかどうか。
山田構成員 （代理：黒田）	概ね８割以下とは、中部運輸局愛知運輸支局が定めている公示の方で出ております。「対価以外の対価」として、迎車、待機、添乗、移乗、ストレッチャー、乗降介助があります。 対価を設定する場合には明確に定める必要があるとは書いてあるので、先ほど申し上げた通り、この会議の場で合意を得ていただく必要があるかと思います。
松本会長	そうですね。
山田構成員 （代理：黒田）	その部分は書いてもいいかと思っております。ここに書いてあるもの以外を認めないとなると、それは不適切だと思いますので、そういった意味で書いておいていただいた方がいいかと思います。
松本会長	書いてあった方が、それを設定できるとわかりますよね。書いていないと設定できないものだと思ってしまいますか。
山田構成員 （代理：黒田）	そういった意味では、それを書くかどうかなんですけれども、先ほど申し上げた８割の部分に関してもですね。あくまでも８割というのは原則論みたいなところがあって、合意が整えば８割を超えることも可能になっております。なので、そこの部分をどう考えるかですかね。 明確に８割としてしまうのか、８割以上認める余地を作るのかというところも、合わせて考えていただいた方がいいかなと思います。
松本会長	どうしましょうか。

事務局 （地域福祉課長）	そうですね。運営会議を経て、ということになりますと、一度このご意見を反映させたものを事務局で作成しまして、また会議ということはなかなか難しいかと思いますので、書面会議ではどうかと思います。
松本会長	いいと思います。この場で方向だけを皆さんでご承認いただいて、詳細に関しては書面にすればいいと思います。 そういう意味で、一つは、完全に８割以下にするかどうか、８割以上を認めるか認めないか、どうしますか。書くとしたら、「概ね８割以下とする、なお、この会議の場で協調が整った場合には、その限りはない。」というのを入れる。
事務局 （地域福祉課長）	おっしゃるように、運送の対価として８割以上を認める余地を残すことは、今までの皆様のご意見を鑑みますと、そうした方がいいかと思います。
松本会長	尾張旭市の場合は、山奥とかはないので、基本的には介護タクシーは尾張旭市内にどこでも行ってもらえるんでしょうね。そういう意味では、そんなにタクシーと同じ運賃まで取る必要性まではないのかもしれません。事務局としてどうですか。
事務局 （地域福祉課長）	皆様が同意いただけるのであれば、余地を残しておきたいと思います。
松本会長	わかりました。それでは、事業の持続可能性という観点から今後のことを考えた場合、余地を残すという意味で協議が整った場合には、その限りではないという文言を入れたいということですね。 それから、対価以外の対価に関しては取れることを明記しますか。
事務局 （地域福祉課長）	そうですね。明記してもらった方がいいと思います。
松本会長	では皆さん、そういう 二つの方向、運送の対価はタクシー料金の８割以下には直しますが、それを超えることも可能にします。 もう一つは、対価以外の対価として、送迎、迎車、乗降、ストレッチャーの利用等も取れるということを明記するという方向で修正させてもらいます。 ただし、実際の文面に関しては、書面の決議とさせてもらいます。後日事務局の方から書面決議のための書類が送られますので、そこで決議をお願いするということでよろしいで

	すか。
	【異議なし】
松本会長	はい。ではそのようにさせていただきたいと思います。 その他の部分に関していかがでしょうか。 よろしいですかね。では、そういう方向で修正し、事務局からその書面決議の手続きお願いしたいと思います。文面等に関しては、中部運輸局愛知運輸支局と相談していただきたいと思います。
松本会長	ありがとうございました。次に、次第の「その他」に入りたいと思いますが、皆様方何かございますか。 なければ、事務局から何かありますか。
事務局 （地域福祉課長）	では、事務連絡事項をお伝えさせていただきます。議事録については、今後事務局にて作成いたします。その内容等を松本会長にご確認をいただきます。その後、ホームページで議事録を公表して参りますので、その旨皆様にはご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
松本会長	はい、ありがとうございました。 以上となりますが、全体を通しまして皆さま方から他何かございますか。
横山構成員	今の現状として、私どものタクシー会社（瀬戸自動車運送）の尾張旭地区のお話をさせていただきたいと思います。 福祉有償運送に対して、障害者のタクシーチケットは出せないんでしょうか。
松本会長	尾張旭市は、タクシーチケットは障害者に対して出していましたね。
横山構成員	障害者のタクシーチケットは出ていますね。特定非営利活動法人さんへの福祉運送の補助みたいなものは利用者に対して出ていますか。
事務局 （地域福祉課長補佐）	現状はございません。
横山構成員	私どもの現状をお話しますと、尾張旭市の人で取り扱った障害者のタクシーチケットが６月で約２１１枚、１０万５千円でした。高齢者のタクシーチケットは、爆発的に増えて、６月だけで約２，３４６枚、約７０万円は高齢者の方が使っています。

	ちなみに、尾張旭市の方では平日で１日約１５台前後はタクシーを配車しています。高齢者の会員の方は１ヶ月で平日１日約１６０件、そのうち尾張旭市で約８０件はご利用いただいています。 尾張旭市だけで約８０件ということは、１台当たり約８件は高齢者ということで、３０回仕事がやれたら８回程度、約３分の１は高齢者の利用になります。 登録会員になると運賃が１割引になります。 高齢者の会員は、尾張旭市では１ヶ月に約２０件増加しています。瀬戸市と尾張旭市で月４０件、毎年４００人以上増加しています。 高齢者以外でも実は困っている方が結構いて、子どもさんの児童クラブ送迎、チャイルドシートを利用した子育てタクシーがあります。子育てタクシーは、全体で約４５０件の登録があり、尾張旭市でも５３件の方が登録され、若い方を中心に、ほぼ毎日チャイルドシートをつけて送迎をさせていただいております。 このように、私どものタクシー自体がオーバーフローの状態で、実際、介護タクシーさんの方からも問い合わせがあってもできない状態ですので、一緒になっていろいなことを取り組んでいけるといいなと思います。 他にも、ジャパンタクシーは車椅子が乗れるものですから、尾張旭市では１日２件程度利用があります。障害者チケット等も利用されています。 この地域では安心ネットさんや名鉄西部交通さんもいるので、私どもだけのデータですが、そういった現状を報告させていただきます。
松本会長	はい、ありがとうございます。それぐらい利用があるということですね。 そういう意味で、福祉有償運送で全部がまかなえるわけではなくて、介護タクシーや市営バスあさぴー号、普通のバスもその状況に応じて使い分けしてもらってもいいですね。 でも、そういうものを使えずに移動に困っている方々がお見えなので、そこをなんとか拾っていく。それを民間の方々の力をお借りするといいと思います。とはいえ、民間の方々に全部お願いするのではなくて、行政としてやれることを、ぜひ一緒に考えてもらえるといいかなという気がしており

	ます。 　その他、全体を通しまして皆様方からいかがでしょうか。
	【意見等なし】
松本会長	よろしいですかね。 　本日はたくさんご意見いただき、皆様方のご協力に感謝申し上げます。そして我々もこういう世界があるということをしっかり認識していきたいと思います。ありがとうございました。では、事務局に進行をお返しいたします。
事務局 （地域福祉課長）	皆さま、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。修正箇所について後日、書面での確認をしていただきますので、また事務局から送らせていただきます。その際に、もしご意見がありましたらよろしくお願いいたします。以上をもちまして福祉有償運送運営会議を終了します。本日は長時間にわたりご協力をいただき、誠にありがとうございました。